

【しずな〜び】デザイン等の使用に関する要綱

平成27年1月7日

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡セキスイハイム不動産マスコットキャラクター【しずな〜び】(以下【しずな〜び】という。)のデザイン等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「デザイン等」とは、静岡セキスイハイム不動産マスコットキャラクター【しずな〜び】のデザイン及びロゴをいう。

(使用許諾の申請)

第3条 デザイン等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ静岡セキスイハイム不動産マスコットキャラクターデザイン等使用許諾申請書(様式第1号)に必要書類を添えて代表取締役社長へ申請し、その許諾を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用するとき。
- (3) 報道関係機関以外の機関紙、地方広報紙等で、代表取締役社長がその使用目的を前号に準ずるものと認めるとき。
- (4) 静岡セキスイハイム不動産の後援又は共催の承諾を受けた事業に係るとき。
- (5) その他代表取締役社長が認めるとき。

2 第1項の申請は、一つの商品及び景品等(以下「物品」という。)につき1申請とする。

(使用許諾審査)

第4条 代表取締役社長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、使用を許諾するときは、静岡セキスイハイム不動産マスコットキャラクターデザイン等使用許諾書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

- 2 代表取締役社長は、前項の規定により許諾する場合において、条件を付することができる。
- 3 デザイン等の使用が次のいずれかに該当するときは、代表取締役社長はこれを許諾しない。この場合において、代表取締役社長は静岡セキスイハイム不動産マスコットキャラクターデザイン等使用不許可通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(1)静岡セキスイハイム不動産の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのあるとき。

- (2) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人又は団体を静岡セキスイハイム不動産が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれのあるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれのあるとき。
- (5) デザイン等を正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (7) その他許諾することが不相当と認められるとき。

(契約及び使用期間)

第5条 申請者は、前条第1項の規定による許諾を受けた後、静岡セキスイハイム不動産マスコットキャラクターデザイン等使用許諾契約書（様式第4号）により代表取締役社長と契約を締結しなければならない。

- 2 デザイン等の使用期間は、契約を締結した日から1年間とする。ただし、必要に応じて使用期間を短縮することができる。
- 3 前項の使用期間終了後、引き続きデザイン等を使用しようとする者は、改めて第3条の申請を行い、代表取締役社長の許諾を受けなければならない。

(契約の解除)

第6条 代表取締役社長は、デザイン等を使用する者（以下「使用者」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、第4条第1項の使用許諾を取り消し、及び前条第1項の契約を解除することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正の行為により許諾を受けたとき。
 - (3) 第4条第2項の条件に違反したとき。
 - (4) 使用の許諾後、第4条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (5) 第9条第3項及び第10条第4項の是正の求めに応じないとき。
 - (6) その他代表取締役社長が使用許諾を取り消し、及び契約を解除することが適当と認めるとき。
- 2 前項の規定による使用許諾の取消し及び契約の解除に伴い、デザイン等を使用する物品の回収等の必要が生じたときは、当該回収等に要する費用等は、使用者の負担とする。
 - 3 代表取締役社長は、第1項の規定による使用許諾の取消し及び契約の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用料)

第7条 デザイン等の使用は、無償とする。

第8条 使用者は、デザイン等の使用に関してこの要綱を遵守し、デザイン等のイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに、物品の安全性及び品質についても十分な配慮をしなければならない。

- 2 使用者は、物品に関して農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他各種法令を遵守しなければならない。
- 3 代表取締役社長は、使用者のデザイン等の使用方法がデザイン等のイメージ若しくは信用性を損なうおそれがあるとき又はJAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令に違反するおそれがあるときは、使用者に対し、使用方法の是正を求めることができる。
- 4 使用者は、物品又はそのパッケージ及び当該物品の広告物等に付されたデザイン等の横その他の適切な位置に、代表取締役社長が指定する方法により著作権表示をしなければならない。

（同一性の保持等）

第9条 使用者は、物品の意匠について、本来の意匠との同一性を損なわないようにしなければならない。

- 2 使用者は、デザイン等の使用に関して、静岡セキスイハイム不動産の信用を損なうことがないようにしなければならない。
- 3 使用者は、デザイン等を使用する物品が、静岡セキスイハイム不動産が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれがないように必要な措置を行わなければならない。
- 4 デザイン等を使用する物品が、静岡セキスイハイム不動産が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれがあると代表取締役社長が認める場合は、代表取締役社長は、使用者に対し、デザイン等の使用方法の是正を求めることができる。

（権利設定の禁止）

第10条 使用者は、デザイン等について、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第11条 使用者は、許諾によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならない。

（許諾内容の変更）

第12条 使用者が使用許諾を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめ静岡セキスイハイム不動産マスコットキャラクター等使用変更許諾申請書（様式第5号）を代表取締役社長に提出し許諾を受けなければならない。

（紛争の解決）

第13条 使用者は、第5条の契約に基づく使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、静岡セキスイハイム不動産は一切の責任又は負担を負わない。

(物品に対する責任)

第14条 使用者の物品の安全性、品質等については、すべて使用者が責任を負い、静岡セキスイハイム不動産は一切の責任又は負担を負わない。

(製造の委託における管理監督責任)

第15条 使用者は、物品の製造を第三者に委託しようとする場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないように管理監督責任を負わなければならない。

2 受託者の違反行為により静岡セキスイハイム不動産が損害を受けた場合は、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第16条 使用者の物品の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、その結果、静岡セキスイハイム不動産が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出した場合は、使用者は、静岡セキスイハイム不動産に対して、直ちにその費用を弁償しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表取締役社長が別に定める。

平成27年1月7日制定
静岡セキスイハイム不動産株式会社